

政令・内閣府令（案）等の概要

I 保険業法施行令等の一部を改正する政令（案）

（１）保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）の一部改正

- ア. 少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける保険の種類ごとの全ての被保険者の保険金額の合計額（以下「総保険金額」という。）は、保険業法施行令第 1 条の 6 各号（以下「本則」という。）に定められる保険の種類ごとの上限保険金額に 100 を乗じて得た金額（以下「上限総保険金額」という。）を超えてはならないこととする。（第 38 条の 9 第 1 項）
- イ. 一の会社等の代表者を保険契約者とし、その構成員等を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款に保険期間の途中で被保険者を増加させることができることとされているものについては、総保険金額は上限総保険金額の 10% を限り、これを超過することができることとする。（第 38 条の 9 第 2 項）

（２）保険業法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 33 号）の一部改正

- ア. 17 年改正法の施行日から起算して 7 年を経過する日において、特定保険業者であった少額短期保険業者等の保険契約者であった者を保険契約者としてその者が締結していた保険と同一の保険の引受けを行い、かつ、同一の被保険者（以下「既被保険者」という。）を被保険者とする場合には、従来どおり本則の 5 倍（医療保険は 3 倍）を保険の上限金額とする。それ以外の場合にあつては、本則の 3 倍（医療保険は 2 倍）を保険の上限金額とする。（附則第 3 条）
- イ. 特定保険業者であった少額短期保険業者等に係る保険の保険金額の特例に関する経過措置が 5 年間延長されることに伴い、一の被保険者当たりの保険の上限金額を 5,000 万円（一の被保険者が既被保険者以外の場合は 3,000 万円）とする特例期間を 5 年間延長する。（附則第 4 条第 1 項）
- ウ. 特定保険業者であった少額短期保険業者等に係る現行の一の保険契約者に係る被保険者の総数の規制は維持しつつ上記（１）の規定も適用できることとする。（附則第 4 条第 3 項、第 4 項）

II 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）

（１）保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）の一部改正

- ア. 保険会社に対する大口与信規制について、当該保険会社の子会社である、保険会社及び保険会社を子会社とする持株会社等が発行する株式を適用除外とする。（第 48 条の 3 第 1 項第 1 号）
- イ. 保険会社が提出する、子会社対象会社以外の会社を子会社とする期限の延長に係る承認申請書の添付書類として、当該子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面等を定める。（第 58 条第 3 項）

- ウ. 保険会社及び外国保険会社等が、保険契約の移転手続中に、当該移転対象の契約を締結する者に通知する事項として、移転先会社の商号及び本店の所在地等、移転会社及び移転先会社の直近の事業年度のソルベンシー・マージン比率及び当該移転の日に見込まれる同比率並びに移転後における当該移転対象の契約に関するサービスの内容等を定める。(第 89 条の 2、第 167 条の 2)
- (2) 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成 18 年内閣府令第 9 号)の一部改正
保険業法施行令の一部を改正する政令(平成 18 年政令第 33 号)の一部改正等に伴う技術的な修正を行う。
- (3) 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成 23 年内閣府令第 23 号)の一部改正
特定保険業者(※)が、保険契約の移転手続中に、当該移転対象の契約を締結する者に通知する事項として、移転先会社の商号、本店の所在地等、直近の事業年度のソルベンシー・マージン比率及び当該移転の日に見込まれる同比率並びに移転後における当該移転対象の契約に関するサービスの内容等を定める。(附則第 2 条第 1 項)
- ※ 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 51 号)による改正前の保険業法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 38 号)附則第 2 条第 4 項の規定により引き続き特定保険業を行っている特定保険業者をいう。

Ⅲ 認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令(案)

- 認可特定保険業者等に関する命令(平成 23 年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号)の一部改正
認可特定保険業者が、保険契約の移転手続中に、当該移転対象の契約を締結する者に通知する事項として、移転先会社の商号及び本店の所在地等、認可特定保険業者を除く移転先会社の直近の事業年度のソルベンシー・マージン比率及び当該移転の日に見込まれる同比率並びに移転後における当該移転対象の契約に関するサービスの内容等を定める。(第 71 条の 2)

Ⅳ 施行期日等

- 7 月中旬に公布・施行予定。(ただし、I (2) ア. 及びイ. は平成 25 年 4 月 1 日から施行予定。)